

令和4年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和4年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和4年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
議案第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	5
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	5
議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合予算	8
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	8
議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例 の制定について	11
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	11
議案第4号 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の制定について	13
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	13
広瀬ひとみ議員の質問	14
伊藤高博総務部長の答弁	15
広瀬ひとみ議員の再質問	15
小野多弘消防長の答弁	16
広瀬ひとみ議員の再質問（要望）	16
議案第5号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について	16
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	17
議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	18
野田繁人予防部長の提案理由の説明	18
議案第7号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	19
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	19
議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一 部改正について	20
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	20
議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一 部改正について	21
伊藤高博総務部長の提案理由の説明	21

休憩（午前11時04分）	22
再開（午前11時07分）	22
一般質問	23
金子英生議員の質問	23
ドクターカーについて	23
中井正明警防部長の答弁	24
金子英生議員の再質問	25
ドクターカーについて	25
中井正明警防部長の答弁	25
金子英生議員の再質問	25
ドクターカーについて（要望）	25
太田徹議員の質問	26
職員体制、搬送困難事例について	26
伊藤高博総務部長の答弁	26
太田徹議員の再質問	26
職員体制、搬送困難事例について	26
中井正明警防部長の答弁	27
太田徹議員の再質問	27
職員体制、搬送困難事例について（要望）	27
前田富枝議員の質問	27
コロナ禍における救急体制、BCPの在り方について	28
中井正明警防部長の答弁	28
伊藤高博総務部長の答弁	28
前田富枝議員の再質問	29
コロナ禍における救急体制、BCPの在り方について	29
伊藤高博総務部長の答弁	29
前田富枝議員の再質問	30
コロナ禍における救急体制、BCPの在り方について（要望）	30
伏見隆管理者閉会の挨拶	30
北川健治議長閉会の挨拶	31
閉会（午前11時41分）	31

令和4年3月30日（水）

令和4年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和4年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和4年3月30日（水）

出席議員（16名）

1番	上野	尚子	7番	高見	雄介	13番	広瀬	ひとみ
2番	太田	徹	8番	田口	敬規	14番	藤田	幸久
3番	鍛冶谷	知宏	9番	中谷	剣将	15番	前田	富枝
4番	金子	英生	10番	西尾	勝成	16番	村上	順一
5番	北川	健治	11番	西田	政充			
6番	妹尾	正信	12番	番匠	映仁			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	中井	正明
副管理者	広瀬	慶輔	予防部長	野田	繁人
副管理者	長沢	秀光	枚方消防署長	足立	隆儀
会計管理者	前村	卓志	枚方東消防署長	中井	義弘
消防長	小野	多弘	寝屋川消防署長	眞先	良次
消防次長	島村	忠	枚方市危機管理監	佐藤	伸彦
総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	荻野	裕嗣

議 事 日 程（令和４年３月30日 午前10時00分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 1 号 令和 3 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 4 年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第 4 議案第 3 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第11まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 大 西 康 之

(午前10時00分 開会)

○北川健治議長 皆様、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末、ご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいますと誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和4年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご多用のところ、早朝よりご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年に入ってから、本消防組合における火災が多く発生しています。また、火災によって亡くなられた方は3人と、既に昨年1年間の死者数を上回っている状況となっています。

お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、様々な広報媒体や管内パトロール等を通じて、市民の皆様には火災に対する注意喚起を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、年明けからの第6波の影響により、救急隊が現場に滞在する時間が長時間化する状況が続きました。

また、職員間の感染の広がりによって自宅待機者が増加するなど、厳しい状況となりましたが、署内の廻り勤務や業務応援などにより消防業務を継続してきたところです。

大阪府下における感染状況は落ち着きつつありますが、引き続き、感染防止対策を徹底し、災害対応に万全を期してまいります。

コロナとの共存が今後も求められる状況におきまして、令和4年度の主要な施策といたしまして、ICT技術を積極的に活用し、市民サービスの向上や職員が働きやすい環境を整備してまいります。

また、大規模災害が発生した場合において、いち早く職員の参集状況を把握するとともに、被害状況などの映像や写真を本消防組合のみならず構成市とリアルタイムで共有することができる災害情報共有システムを構築いたします。

本消防組合では、若手職員の離職や次代を担う職員の育成、定年延長・役職定年制

度の導入など人事面において多くの課題があり、また、人口減少社会における持続可能な消防体制の構築など、様々な課題に取り組む必要があるため、令和4年度は総務部の機構改革を実施いたします。

新しい体制で、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、温かいご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、令和3年度消防組合補正予算や令和4年度消防組合予算をはじめ、2件の条例制定と5件の条例改正の議案をそれぞれ提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○北川健治議長 管理者の挨拶が終わりました。次に、職員から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和3年度11月から令和4年2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○北川健治議長 只今、報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。会議規則第83条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。9番中谷議員、11番西田議員。以上のとおりです。よろしくようお願いいたします。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- | | | |
|------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 令和4年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に |

関する条例の制定について

日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について

日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

日程第8 議案第7号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第11 一般質問

以上です。

○北川健治議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 議案第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、工事請負及び消防車両購入に係る契約確定等に伴う減額、長期債利子の精算などを合わせまして、減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,532万1,000円減額いたしまして、補正後の総額を72億6,008万9,000円とするものでございます。

次に第2条 地方債の補正につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」に基づきまして、ご説明申し上げます。消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の5,230万円から、70万円減額いたしまして、5,160万円に変更するものでございます。

続きまして6ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容について、ご説明申し上げます。

まず歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、2億7,522万4,000円を減額するものでございます。

内訳といたしまして、枚方市負担金を1億6,746万7,000円、寝屋川市負担金を1億775万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を、139万6,000円減額するものでございます。

これは、緊急消防援助隊用車両として申請しておりました、救急車1台の国庫補助金を契約確定に伴いまして、減額するものでございます。

続きまして、第4款 府支出金、第1項 府負担金を、36万2,000円減額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の、今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第7款 諸収入、第2項 雑入を60万8,000円減額するものでございます。

これは、本消防組合から枚方市へ派遣しています職員の、今年度の人件費相当額の精算に伴うものでございます。

次に、第8款 組合債、第1項 組合債を70万円減額するものでございます。これは、消防車両購入の契約確定に伴うものでございます。

続きまして8ページをお開き願います。

第9款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、令和2年度歳計剰余金9,296万9,000円を、新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億8,088万6,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では職員変動などにより2,770万2,000円を減額、

職員手当等につきましても新型コロナウイルス対応による特殊勤務手当の増加や、各種消防訓練等が中止となったことに伴う時間外勤務手当の減額、人事院勧告に伴う期末手当の減額などにより、7,344万5,000円を減額するものでございます。また、共済費においても、追加費用の率の変更及び早期退職者の影響等により、6,533万7,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

新型コロナウイルスの影響による事業の中止や契約確定に伴い、旅費で81万9,000円、需用費で24万3,000円、役務費で47万2,000円、委託料で230万円、使用料及び賃借料で120万4,000円、負担金、補助及び交付金で70万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

非常備消防費の需用費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る広報活動の増加により、枚方市消防団活動の燃料費として14万8,000円増額するものでございます。

工事請負費では、消防庁舎関連工事の契約確定に伴いまして794万9,000円を減額、備品購入費では、消防車両購入費の契約確定に伴い86万円を減額するものでございます。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子、及び一時借入金利子の精算によりまして、443万5,000円を減額するものでございます。

17ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、24ページと25ページに「地方債に関する調書」を、26ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3 議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和4年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、多くの企業や自治体においてデジタル化が進み、社会の変革が加速的に進行しており、本消防組合においても、市民の安全・安心を守ることがもちろん、目まぐるしく変化する社会的ニーズや諸課題に対応するために、ICT技術の導入を進め、市民サービスや職員の働く環境の向上を図り、新たな感染症の流行や大規模災害の発生に動じることのない、将来にわたり持続可能な消防行政の運営を実現するため、各施策の諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ72億9,522万6,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 地方債をご覧ください。

消防防災施設整備事業といたしまして限度額8,860万円を設定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに72億9,522万6,000円でございます。

前年度と比較いたしますと、1億5,018万4,000円の減額、率にしまして2%の減になっております。

それでは歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における、令和3年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が、71億3,478万1,000円の負担金となっております。

その内訳は、枚方市負担金が42億9,949万3,000円で、按分比率は60.9293%でございます。

寝屋川市負担金は27億5,189万3,000円で、按分比率は39.0707%でございます。

消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は、8,339万5,000円でございます。

次に第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして1,078万4,000円の収入を見込んでおります。

次に18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しております救急自動車の車両購入に係ります国庫補助金としまして、1,399万3,000円の収入を見込んでいます。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額751万8,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして822万8,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払収入は、車両等の売払いとしまして105万円を見込んでおります。

第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に20ページをお開き願います。

第2項 雑入は、2,925万3,000円で、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成市への職員の派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債、第1項 組合債は、消防自動車の購入に係ります消防防災施設整備事業債で、8,860万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費355万6,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費113万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は、67億206万円で、前年度と比較しまして、1億4,820万7,000円の減額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

人件費につきまして、給料は24億6,737万6,000円で、職員変動に伴いまして1,061万6,000円の減額、また、職員手当等は22億6,540万6,000円で、退職者が前年度に比べ7人減少すること等によりまして、1億6,789万1,000円の減額となります。

次に、29ページをお開き願います。

共済費は、職員数の変動によりまして、9億4,459万1,000円で、人件費総額といたしまして前年度より、1億8,939万6,000円の減額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして、182万円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、枚方消防署冷暖房機取替工事、ミニタンク車2台の購入、救急車1台の購入などで、1億3,073万円の予算を計上しております。

第4款 公債費、第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入分に要する元金及び利子としまして、5億7,831万6,000円で、対前年度比188万1,000円の減額となっております。

第5款 予備費、第1項 予備費は、1,000万円を計上しております。

最後に48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、56ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、58ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案の条例の制定につきましては、職員が外国で勤務等をする配偶者と、生活を共にすることを可能とする制度として、地方公務員法第26条の6に規定されているもので、本消防組合といたしましても、有為な人材の長期的、継続的な勤務を促進する観点から、配偶者同行休業に関する条例を制定するものでございます。

それでは、制定内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

第1条は、本条例の趣旨を、第2条は、任命権者の承認について定めるものでございます。

第3条は、配偶者同行休業の取得可能期間を3年と定めるもので、第4条は、休業の対象となる事由を定め、第5条は、休業の承認の申請について、それぞれ定めるものでございます。

29ページをご覧ください。

第6条は、休業期間の延長について、第7条は、休業期間の再度の延長ができる特別の事情について、第8条は、休業の承認の取消事由について、それぞれ定めるものでございます。

30ページをお開き願います。

第9条は、休業の承認の効力を失うこととなる場合の届出の義務について、第10条は、職場復帰後における号給の調整について、第11条は、休業期間の退職手当の取扱いについて定めるものでございます。

31ページをご覧ください。

第12条は規則への委任について定めるものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で、この条例の施行期日を令和4年4月1日と定めるとともに、第2項及び第3項において、枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例及び枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、引用条項等の整理を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第3号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第4号 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案の条例の制定につきましては、複雑・多様化する行政課題に対して、多様な人材の知識と経験を活用できる体制を整備するとともに、構成市から任期付職員の派遣を受ける任用根拠を明確にするため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、制定内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

33ページをお開きください。

第1条は、本条例の趣旨を、第2条は、任期を定めた職員の採用条件を定めるもので、第1項では、特定任期付職員として、「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」を「特定の業務に従事させる場合」に、任期を定めて採用することができるよう定めるものでございます。

第2項では、一般任期付職員として、「専門的な知識経験を有する者」を「業務に従事させる場合」で、消防組合内部で職員を確保することが一定の期間困難である場合などに、任期を定めて採用することができるよう定めるものでございます。

34ページをお開き願います。

第3条は、任期の更新を定めるもので、第4条は、特定任期付職員の給与の特例について定めるものでございます。

35ページをご覧ください。

第5条は、特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等について定めるもので、第1項では、本消防組合の給与条例で規定されている給料表、昇給を適用せず、管理職手当等の諸手当を支給しないことを、第2項では、退職手当の算定期間について定めるものでございます。

第3項では、給与条例の読替規定により、管理職員特別勤務手当の支給対象とするよう定め、第4項では、前項と同じように期末手当の支給割合を読み替えるものでございます。

第6条は、委任について定め、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものでございます。

36ページをお開きください。

最後に附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 枚方の広瀬です。ただいま提案のありました議案第4号 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、質問させていただきます。

本条例制定の必要性については、枚方市から職員派遣を受けていくためだと説明がりましたが、条例第2条の1項及び2項で想定されている職員とは具体的にどのような職務を予定されているのか。

任期は5年以内とありますが、65歳を超える任用も考えられているのか。

消防組合においてこのような条例を制定されているところはどの程度あるのか、まずお伺いいたします。

○北川健治議長 広瀬議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 広瀬議員の1回目のご質問にお答えします。

本条例第2条第1項は、「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」を、同条第2項では「専門的な知識を有する者」を一定の条件において採用することができる」と規定しております。

現段階で任期付職員の採用について具体的な職種は想定しておりませんが、複雑化・多様化する消防行政に効率的・効果的に対応していくため、専門性を備えた人材を必要に応じて活用していくことが今後必要になると認識しております。

また任期につきましては、年齢制限を設けておりません。

他の類似消防組合では、奈良広域消防組合や福山地区消防組合など一部事務組合の消防本部においても当該条例が制定されております。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 再質問させていただきます。こうした条例を整備されている団体は僅かですし、現段階で任期付職員の採用について具体的な職種は想定していないとのことですから、枚方市から職員派遣を受けていくために必要となる条例整備だと思います。

しかし、本来なら消防内部の人材育成により対応すべきで、人材育成、消防内部での士気に影響を及ぼすのではないのでしょうか。

また、専門的知識や経験、優れた識見があると判断するのは管理者となりますが、消防は今、組織風土の改革が、先ほどの冒頭の管理者の挨拶にもありましたように、求められているところだと思います。

そうした改革にふさわしい人材確保が可能だと考えておられるのか、お伺いいたします。

○北川健治議長 広瀬議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

小野消防長。

○小野多弘消防長 広瀬議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

消防内部における人材育成については、積極的に推し進めていく必要があると認識をしております。一方で、複雑化・多様化する行政課題に対して、全て消防内部の人材で対応するのではなく、必要に応じて専門性の高い人材を外部から採用し活用することも必要であると認識をしております。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 3回目になりますので、意見だけ述べさせていただきたいと思いません。

必要に応じて専門性の高い人材を外部から採用することはあるかと思いますが、消防業務に関して高度な専門性を持った職員は、組合内部にもおられるでしょうし、そうした人材を育てるのが組織の務めだと思います。

先ほどの答弁では、65歳を超える任用の任期も可能だということでありました。組織の新陳代謝を図り活性化させ組織風土を改革する、こうした方向に逆行するのではないかと危惧もいたします。内部の人材育成にしっかり取り組むというお答えでしたが、これに応える人材登用をしっかり図られるようお願いをさせていただいて意見とさせていただきます。

○北川健治議長 広瀬議員の質問が終わりました。これにて広瀬議員の質疑を終結いたします。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第5号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第5号 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の37ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、いわゆる「デジタル改革関連法」が令和3年5月に公布され、関連法律が順次施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

39ページをお開き願います。

第5条第3号は、独立行政法人等の定義について規定する法律を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

次に、第26条第5項は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、所管大臣の名称及び引用条項を改めるものでございます。

恐れ入りますが、38ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は各関連法律の施行期日に応じまして、公布の日、または令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野田予防部長。

○野田繁人予防部長 ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書41ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和4年1月26日に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）」が公布されたことを受け、手数料の額を一部改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

43ページをお開き願います。

別表第4は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料について定めたものでございます。

第6項の保安確保機器の設置及び管理方法の認定を受けようとする者のうち、販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合の手数料を11万円から9万8,000円に改め、第8項につきましては、貯蔵施設または特定供給設備の変更許可に係る申請手数料の算出に用いる金額を1万7,000円から1万5,000円に改めるものでございます。

恐れ入りますが、42ページにお戻り願います。

附則としまして、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第7号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第7号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和3年人事院勧告に基づき、本消防組合消防職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

46ページをお開き願います。

第8条の改正は、6月期、12月期ともに期末手当の支給割合を「100分の120」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、45ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行期日を管理者市に準じて、令和4年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第7号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の47ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、国の改正内容等を踏まえ、育児休業等を取得できる職員の範囲の拡大や職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境を促す措置を新たに定め、さらに、子育て部分休暇の新設や育児短時間勤務の新たな勤務形態の追加など、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

50ページをお開き願います。

第2条第3号アは、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、在職期間1年以上としている要件を廃止するものでございます。

第7条は、文言の整理を行うものでございます。

51ページをご覧ください。

第12条第1号ウは、育児短時間勤務の勤務形態を新たに追加するもので、1日当たり6時間で週4日の勤務としております。

第12条第2号は、通常の勤務形態と異なる勤務形態の職員に対しても、新たに追加した勤務形態での勤務ができるよう定めるものでございます。

52ページをお開きください。

第19条は、第2条第3号の育児休業の取得要件について、非常勤職員の部分休業に関しても、在職期間1年以上としている要件を廃止するもので、第21条は文言の整理を行うものでございます。

53ページをご覧ください。

第23条は、妊娠等についての申出があった場合の措置、第24条は、育児休業の取得を円滑にするための措置を任命権者が講じる旨を定めるものでございます。

恐れ入りますが49ページにお戻り願います。

最後に附則といたしまして、この改正は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第8号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第10 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 ただいま上程いただきました議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の54ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するために新設する、子育て部分休暇に関して、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

56ページをお開き願います。

第1条、第2条及び第8条の2につきましては、文言の整理を行うものでございます。

第11条は、休暇の種類として、子育て部分休暇を追加するものでございます。

恐れ入りますが55ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この改正は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第9号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○北川健治議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北川健治議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

ここで、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内の換気を実施するため、暫時休憩いたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○北川健治議長 それでは再開いたします。

次に、日程第11 一般質問を行います。

一般質問については、金子議員、太田議員、前田議員から通告がありましたので、順次質問を許します。

初めに、金子議員の質問を許します。

金子議員。

○金子英生議員 ドクターカーについてお伺いします。

先日、日本経済新聞記事に「ドクターヘリ配備、全国に」との見出しがありました。未配備の東京が3月末、香川県が4月中旬に運用開始。2001年春から21年で全国にそろろう。「救える命」をさらにつなぐためにとのことでした。

枚方寝屋川消防組合のドクターカーも平成29年4月3日春から運用を開始し間もなく丸5年を迎えます。これまで多くの市民の命を救ってこられてきたことと認識しておりますが、その目的、効果、運用、救急隊員の研修につきそれぞれ以下お伺いします。

1点目、まん延防止等重点措置対応時、全員協議会が開催されず資料では17台全ての救急車が稼働していた日時もあります。新型コロナウイルスへの感染というリスクを背負いながらの業務を、フル稼働で奔走されていたものと推察されますが、ドクターカーの使用目的に鑑みどのような対応と運用をしていたのかお伺いします。

2点目、効果につき、医師の処置時間の短縮約20分、救命率及び社会復帰率の向上、治療後の良好な改善、救急隊員の知識技術の向上とあるが、それぞれ数値における効果をお示し下さい。

3点目、運用につき、運用地域については枚方市、寝屋川市及び交野市であるが、近隣の消防組合との消防相互応援協定において運用地域外への出動、第二京阪道路管理下における出動で運用を行ったことがあれば実績につきお示し下さい。また、近隣の消防組合におけるドクターカーの導入につき、お答え下さい。

4点目、ワークステーション方式を採用している本消防組合の救急隊員の研修につき、救急隊員の必要な病院内研修は64単位以上、日常的な教育項目を合わせて、2年間において128単位以上と聞いていますが、これまでの実績と5年間の時間軸において指導救命をするリーダー育成、中堅層の育成、初任層の育成と計画に基づく研修を行ったと視するが、育成に関する研修内容と実績につきお示しください。

5点目、通報段階におけるコールトリアージの現状につき、本消防組合では、ドクターカーとPA連携の2つのパターンがあります。枚方寝屋川消防組合指令管制業務における受電時のトリアージにつき、効率的な運用の内容につき成果等をお示しく下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○北川健治議長 金子議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 金子議員の1回目のご質問にお答えします。

新型コロナウイルスの感染拡大により救急需要が増大しましたが、ドクターカーは、出動基準が明確に定められているため、基準に該当しない場合は出動いたしません。

次に、ドクターカーの効果として、119番通報の覚知から病院到着までの平均時間は約35分ですが、ドクターカー出動により医師の管理下に置かれるまでの平均時間は約14分となっており、約21分の短縮となっております。また、1か月生存率及び社会復帰率は、母数が限られていることから数字の変動は大きくなりますが、ドクターカー導入前と比較して、1か月生存率で約15%、社会復帰率で約4%、向上しています。

次に、ドクターカーは消防相互応援協定における管轄地域外への出動は行いませんが、第二京阪道路への出動については、運用開始後、2件の実績がございます。また、近隣消防本部でのドクターカーの導入につきましては、本消防組合が運用開始した平成29年4月以降、新たに大阪府下で運用を開始した消防本部はございません。

次に、救急隊員研修における1年間の実績につきましては、151人の隊員が病院研修に参加しており、全ての救急救命士が必要な単位を取得しています。研修では、医師との現場出動に加え、医師から救命に関する講義を教示いただくなど、救急隊員の知識の向上に寄与しています。

最後に、通報時におけるトリアージにつきましては、ドクターカーにあっては、先ほど申し上げたとおりですが、PA連携につきましても、個別の出動基準を設けており、それぞれの基準に基づき出動指令を行っております。これらの出動基準によりトリアージすることで、心肺停止等の重篤な事案においても、迅速にドクターカーを出動させることが可能となっております。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

金子議員。

○金子英生議員 ドクターカーについて2回目の質問をさせていただきます。

課題につき、24時間365日運用とメディカルコントロール体制の2つが挙げられます。まず運用における現状の費用をお示しくください。

また、24時間運用にした場合の費用と今後の方向性につき検討状況をお示しくください。

さらに、救急隊員のパフォーマンスの向上はもとより全体としてメディカルコントロールの質の向上及びメディカルコントロール体制につき、現在の効果についてお伺いし、2回目の質問とさせていただきます。

○北川健治議長 金子議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 金子議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、ドクターカー事業全体の運営経費は6,682万円となっております。24時間365日に拡大した場合、さらに多額の経費が見込まれるため、実績や効果を検証した上で、引き続き検討していく必要があると考えております。

次に、ドクターカーの導入による救急隊員の質の向上に係る効果といたしましては、現場で医師から直接指導を受ける機会が増えたことで、救急救命士の観察能力や手技のレベルが向上しており、救命率の向上につながっているものと認識しております。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありますか。

金子議員。

○金子英生議員 府下広域応援に係る派遣で他の消防組合にない性能のハイドロサブシステムを使用した奏功事例がありました。「人の命を守る」結果を果たした取組でありました。

枚方市、寝屋川市及び交野市ではこれから時間をかけて大きな都市基盤整備が進んでいきます。京阪本線連続立体交差事業における鉄道高架化工事についてもあさっての新年度から始まります。ハード面での整備とともに、いつまでも住み続けたいまちづくりには、ドクターカー事業をはじめとする本消防組合の装備の充実と運用の強化がソフト面としても欠かせません。そして時代に即応した組織体制の再構築と計画に基づく施策の効果を図り、よい施策をつくり上げていく不断の努力に全力を挙げたいと要望し、私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴いただき誠にありがとうございました。

○北川健治議長 これにて金子議員の質問を終結いたします。

次に太田議員の質問を許します。

太田議員。

○太田徹議員 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、職員体制についてです。今年の当初から新型コロナウイルスの第6波により、全国的に新規陽性者数が急速に増加し、それに伴い枚方寝屋川消防組合においても多くの職員が新型コロナウイルス感染症に感染したと聞いております。そのような中で警防体制を維持するために、職員の業務応援体制はどのように行われていますか。また、それに伴い勤務した職員の超過勤務時間数についてどのくらい発生しているのかについてお聞かせください。

○北川健治議長 太田議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 太田議員の1回目のご質問にお答えします。

新型コロナウイルスの第6波により令和4年1月から2月末まで、延べ71人の職員が感染するとともに、濃厚接触者と認定され、勤務できない職員が多数出ました。しかしながら、勤務体制の変更や業務応援など、各所属の枠を越え、組織一丸となって対応し、災害対応に万全を期してまいりました。

なお、警防体制を堅持するための業務応援として、2か月で延べ約260人の職員が、約1,840時間の超過勤務を行いました。1人当たりの平均超過勤務時間は月約7時間となっており、特定の職員に偏りがないよう労務管理にも配慮してまいりました。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 2回目の質問です。搬送困難事例についてお伺いします。

先ほど、管理者からの挨拶にもございましたが、オミクロン株の影響によって、本消防組合の管内においても、病院がなかなか決まらないという事案が増加したと伺っております。前年比でどれくらい発生したのかお聞かせください。

また、病院が決まらず、現場に滞在する時間が長引いた場合、医師が投薬などをするためにドクターカーを利用して出動するなどの事案があったのか、併せてお示ください。

○北川健治議長 太田議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 太田議員の2回目のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス「第6波」の影響により、病院照会4回以上かつ現場滞在時間が30分以上の搬送困難事案は、前年比較で、令和4年1月が約7倍、2月にあっては約9倍でございました。

また、病院が決まらず、現場滞在時間が長引いている傷病者に対するドクターカーの出動実績はございません。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 3回目ですので、意見・要望を述べさせてもらいます。

新型コロナ禍、もう既に2年を経過いたしましたして、本当に各地方自治体が疲弊をしてきている。そんな中で枚方寝屋川消防組合におかれてもたくさんの職員が感染をしている中、体制を強化していただいたということで、超過勤務時間を聞かせていただきました。今回は7時間だったということで、過労死ラインに値するような状況ではないということで安心をいたしました。しかしながら、これからはしっかりと市民の安全・安心を守っていくためには、職員の健康管理、勤務管理が非常に大切になってくると思いますので、今後もしっかりと対応をお願いしておきます。

また、ドクターカーの出動については、基本的に受電をしたときに出勤するかどうかの判断がなされています。今回のように搬送困難事例で、そこにおける傷病者の容態によっては、今後、そこからさらに、再度ドクターカーの出動要請ということについても柔軟に考えていく必要があるのではないかと考えているところです。

コロナ禍においては、今大阪府のファストドクターの制度であったり、各市において様々に、医師の派遣事業なんかも行われていますけれども、今後さらなる災害時においてドクターカーの柔軟な運用についてしっかりと行っていただいて、市民の安全・安心に努めていただきますようお願いをして、一般質問を終わらせていただきます。

○北川健治議長 これにて太田議員の質問を終結いたします。

最後に前田議員の質問を許します。

前田議員。

○前田富枝議員 質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず、コロナ禍の救急搬送状況について。

新型コロナウイルスの「第6波」の影響によって全国的に感染者が増加し、本消防組合管内における救急体制も厳しい状況になったということですが、先ほどの質問の答弁にもありました、救急出動件数やコロナ患者の搬送状況、搬送困難事案などについて、具体的な件数や状況分析について。

また、これらの状況を踏まえた取組などについてお聞きをします。

次に、コロナ禍におけるBCPの在り方について。

本消防組合においても年明けから連日のように消防職員の皆様のコロナ感染の報告を受けました。

新型コロナとの闘いは既に2年を経過し、感染の拡大と縮小を繰り返してきたわけですが、この間、消防業務を継続するための計画、BCPについてどのように運用されてきたかお聞きをします。

○北川健治議長 前田議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 前田議員の1点目のご質問にお答えします。

令和4年1月と2月の救急出動件数の合計は6,949件で、そのうち、新型コロナウイルス感染症に関連する救急出動件数につきましては2,160件となっており、前年比較で1,700件以上増加しています。

また、搬送困難事案につきましては、1月が185件、2月が334件発生いたしました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大により、一般救急の病床が不足したことによるものと分析しております。

第6波のこうした状況により、管内の救急車が同じ時間帯に全車出動する事案が発生したことから、救急隊の増隊が必要であると判断し、消防本部の毎日勤務職員による「本部救急小隊」を編制して対応してまいりました。

なお、「本部救急小隊」は2月8日の運用開始から同年3月21日までの間に6件出動しております。

○北川健治議長 伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 前田議員の2点目のご質問にお答えします。

本消防組合では、平成21年に策定した新型インフルエンザ対策のための業務継続計画に準じて新型コロナウイルス感染症に対応してまいりました。

しかしながら、日々刻々と変化する感染状況、新たな変異株等への対応など、従来の計画では対応し切れない部分もあったことから、大阪府新型コロナ警戒信号に連動する消防組合独自の「新型コロナウイルス感染症対応フェーズ」を作成し、同フェーズに応じた感染防止対策、業務や訓練の制限、時差出勤、在宅勤務などの対応を行い、消防・救急業務を維持してまいりました。

今後も引き続き、災害対応に万全を期すとともに、同フェーズに基づいた感染防止対策を徹底し、消防業務を継続してまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 それぞれご答弁をいただきありがとうございます。

B C Pについては意見とさせていただきます。消防組合独自のフェーズによって感染防止対策や業務の制限を行ってきたということなんですけれども、実際には職場でクラスターが発生してしまい、そのことで、毎日勤務職員や別の部署の職員などの業務応援によって業務を継続されてきました。

しかしながら、実際に勤務している職員の方々は、様々な不安を抱えておられたのも事実ではないでしょうか。今この時期にこのフェーズが機能していたのか、しっかりと徹底されていたのかなどを、しっかりと検証していただき、必要であればフェーズの見直しを行うことも検討していただきますよう要望しておきます。

次に、コロナ禍の救急搬送状況について、再度お聞きします。

ご答弁では、管内の救急車が同じ時間帯に全車出動する事案が発生したということでした。そのときに、119に電話をしても、今救急車がありませんという事態だったということです。これでは本当に救わなくてはならない命を守ることができません。

今後も感染症による救急体制の逼迫や従来から懸念されている高齢化による救急需要の増加についてどのような認識をお持ちなのでしょう。救急隊の増隊が必要だと思いますが、いかがでしょうか。お聞きをします。

○北川健治議長 前田議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○伊藤高博総務部長 前田議員の2回目のご質問にお答えします。

これまで右肩上がりで増加していた救急出動件数につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、令和2年中には一旦減少に転じましたが再び増加傾向

にあり、今後も高齢化の影響により増加することが懸念されます。

全国的に同様の状況の中、現在、政令市を中心に、増加する救急需要に対応する取組として、出動件数の多い昼間時間帯に毎日勤務職員で編制する救急隊、いわゆる日勤救急隊の運用が進んでいます。

本消防組合といたしましては、人口の動向や救急件数の推移を検証するとともに、今後の救急需要を見据えて、救急隊の増隊や機動的に対応することができる日勤救急隊の運用について検討してまいります。

○北川健治議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 私は従来から市民の安全と安心を確保するためには救急体制の充実・強化が必要であると要望し続けてきました。

ご答弁いただいた日勤救急隊については進めていただきたいと思うんですけども、ただやはり、深夜や早朝は現状の救急体制となるわけです。本当に市民の安全・安心の確保に寄与するためには、地域に密着した出張所に救急隊を配備することが必要ではないでしょうか。

一日も早い中宮出張所への救急車の配備と氷室出張所の兼務運用の見直しを要望いたしますして私の一般質問を終わらせていただきます。

○北川健治議長 これにて前田議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして本定例会に付議された案件は、全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について、慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

本消防組合が目指す「安全で安心して暮らせるまち」を実現していくために、令和4年度につきましても消防組合が一体となって、様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続き、よろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、

閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○北川健治議長 管理者の挨拶が終わりました。

それでは高い席からではございますが、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、また各議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また妹尾副議長の支えを得まして、無事、議長の職務を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対する、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時41分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和4年3月30日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 北川 健治

枚方寝屋川消防組合議会

議員 中谷 劍将

枚方寝屋川消防組合議会

議員 西田 政充